

高梁市立学校及び園教職員の携帯電話等の取扱いと適切な連絡体制の構築に関する要領

高梁市教育委員会
高梁市校園長会

(目的)

第1条 この要領は、高梁市立学校及び園（以下「学校園」という。）に勤務する教職員（以下「職員」という。）の所有するスマートフォン、携帯電話その他通信機能を有する電子機器（以下「携帯電話等」という）の使用についての統一的なルールを定め、児童生徒又は保護者等との適切な連絡体制を構築することを目的とする。

(対象)

第2条 この要領は、学校園に勤務する全ての職員を対象とする。

(基本原則)

第3条 職員は、児童生徒又は保護者等へ連絡する場合は、学校園の固定電話を用いて連絡することとし、児童生徒又は保護者等の携帯電話等に職員個人の所有する携帯電話等を用いて、電話又は電子メール等をすることを原則として禁止する。

2 学校園は、児童生徒又は保護者等が職員へ連絡する場合は、原則として学校園の固定電話へ連絡するよう周知する。

(携帯電話等の学校園内での取扱い)

第4条 職員は、原則として職員室から携帯電話等を持ち出さないものとする。ただし、特別に持ち出す必要がある場合は、事前に管理職に許可を得ることとする。

(例外措置)

第5条 職員は、次の事由による場合は、事前又は事後に管理職に許可を得て、携帯電話等を使用することができる。

- (1)校外活動、インターネットのない場所での活動その他、緊急連絡の必要性が予想される場合
- (2)緊急事態の発生により、他の連絡手段より携帯電話等を使用するほうが有効な場合
- (3)不登校傾向等の児童生徒と連絡を取る場合であって、他に効果的な連絡方法を有しない場合

- (4)前3号に定めるもののほか、携帯電話等を使用することが合理的かつ有効な場合

(使用上の注意)

第6条 職員は、前条の規定により、取得した携帯電話等の番号等を使用する場合は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1)取得した携帯電話等の番号等は、個人情報として厳正に取り扱うこと
- (2)取得した携帯電話等の番号等の保存が必要でなくなった場合は、速やかに削除すること

(連絡体制を構築した場合の注意)

第7条 職員は、学級及び部活動等の適切な連絡体制の構築のために、次に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1)連絡網の記載は氏名のみとし、電話番号については、各個人の前後の者のみ記載するなど、最小限とすること
- (2)部活動等に関する欠席連絡等についても、学校園の固定電話を利用する、又は保護者や友人を通じて連絡するなどの連絡体制を整えておくこと
- (3)メール配信サービス等の連絡手段を導入している学校園にあっては、その十分な活用を図ること

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、各校園で必要な事項を定めることができる。

2 この要領の施行に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月6日から施行する。